

平成28年1月から、マイナンバー（個人番号）制度が開始となり、表面の書類の他に、
次の提出書類が必要になります。
なお、マイナンバー（個人番号）が確認できないことを理由に申請を拒否することはありません。

◆マイナンバー（個人番号）が確認できる書類

- ・通知カード、マイナンバー（個人番号）カードなど

※デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合または正しく変更手続きがとられている場合に限り利用可能です。

◆本人確認書類

1点での確認書類

（マイナンバー（個人番号）カード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（写真付）、
身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、
官公庁から発行された氏名・生年月日又は住所が記載されているもの（写真付）など）

2点以上での確認書類

（健康保険証、介護保険証、年金手帳、
官公庁から発行された氏名・生年月日又は住所が記載されているものなど）

【代理人申請時（同居の家族含む）】

- ・委任状（法定代理人の場合は、戸籍謄本や登記事項証明など）

※委任状等の取得が難しい場合は、本人のマイナンバー（個人番号）カード、健康保険証、
運転免許証など

- ・代理人の本人確認書類

（代理人のマイナンバー（個人番号）カード、運転免許証、運転履歴証明書、パスポートなど）